

点検の義務化

屋外広告物による重大事故の未然防止のため、埼玉県屋外広告物条例・同施行規則の改正が行われました（令和4年4月1日施行）。

改正の概要

・点検義務の明確化

管理義務に加え、**点検義務**が条例に明記されました。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・管理義務の規定あり・点検に関する規定なし ただし、許可期間更新申請書等に「自主点検結果確認書」の添付が必要	<ul style="list-style-type: none">・管理義務の規定あり・点検義務の規定を新設（例外あり） 許可期間更新申請書等に点検者が作成する点検報告書の添付が必要

この改正に伴い、添付書類が「屋外広告物等自主点検結果確認書」から「屋外広告物等点検報告書」に変更されました。また、点検報告書の添付書類は、広告物の全景及び点検箇所の写真、点検者の資格を称する書面となります。

・有資格者による点検の義務化

一部の広告物は、有資格者による点検を**義務**又は**努力義務**とされました。

改正前	改正後	
	有資格者点検義務化対象広告物	有資格者点検努力義務化対象広告物
規定なし	地上高 4m超 で、かつ表示・掲出に 許可が必要 なもの	地上高 4m超 で、かつ表示・掲出に 許可が不要 なもの
	主な有資格者	
	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告士・都道府県等主催の屋外広告物講習会修了者・日本屋外広告業団体連合会等主催の屋外広告物点検技能講習修了者・建築士、電気工事士 など	

【条例第14条の2】【条例施行規則第2条】【条例施行規則第10条の4】